

●香川県警察本部告示第10号

香川県警察参考人等旅費取扱規程及び香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年6月30日

香川県警察本部長 永 井 達 也

香川県警察参考人等旅費取扱規程及び香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程
(香川県警察参考人等旅費取扱規程の一部改正)

第1条 香川県警察参考人等旅費取扱規程(平成12年香川県警察本部告示第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警察参考人等の範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路交通法第75条第8項又は第107条の5第4項において準用する同法第104条第3項若しくは第104条の2第5項の規定により出頭した道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する参考人及び当該事案の関係人</p> <p>(3)～(11) 略</p>	<p>(警察参考人等の範囲)</p> <p>第3条 警察参考人等の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道路交通法第75条第8項又は第107条の5第3項において準用する同法第104条第3項若しくは第104条の2第5項の規定により出頭した道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する参考人及び当該事案の関係人</p> <p>(3)～(11) 略</p>

(香川県警察文書公印規程の一部改正)

第2条 香川県警察文書公印規程(平成12年香川県警察本部告示第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第7条、第10条関係)				別表第1(第7条、第10条関係)			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～11 略				1～11 略			
12 道路交通法(昭和35年法律第105号)	第51条の4第12項	略	納付金返還通知書(道路交通法施行細則別記様式第15号の5) 納付金返還通知公示送達書(道路交通法施行細則別記	12 道路交通法(昭和35年法律第105号)	第51条の4第12項	仮納付金の返還	納付金返還通知書(道路交通法施行細則別記様式第15号の5) 納付金返還通知公示送達書(道路交通法施行細則別記

		様式第15号の24)
第51条の4第17項	略	納付金返還通知書 (道路交通法施行細則別記様式第15号の5) 納付金返還通知公示送達書(道路交通法施行細則別記様式第15号の24)
第90条第1項ただし書	略	運転免許保留処分通知書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)別記様式第13の3)
第90条第4項	略	
第90条第5項	略	運転免許停止処分通知書(道路交通法施行規則別記様式第13の4)
第90条第7項	免許の事後停止に係る弁明の機会の付与 (第90条第4項の準用)	略
第90条第11項	略	
第90条第12項	略	
第92条第1項～第103条第3項	略	
第103条第4項	略	

		様式第15号の11)
第51条の4第17項	放置違反金等の還付	納付金返還通知書 (道路交通法施行細則別記様式第15号の5) 納付金返還通知公示送達書(道路交通法施行細則別記様式第15号の11)
第90条第1項ただし書	運転免許(以下「免許」という。)の保留	運転免許保留処分通知書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)別記様式第13の2)
第90条第3項	略	
第90条第4項	免許の事後停止	運転免許停止処分通知書(道路交通法施行規則別記様式第13の3)
第90条第5項	免許の事後停止に係る弁明の機会の付与 (第90条第3項の準用)	書面とする場合の通知書
第90条第7項	略	
第90条第8項	略	
第92条第1項～第103条第3項	略	
第103条第4項後段	略	

第103条 第5項	略	
第103条 第9項	略	
第103条 第10項	略	
第104条第1項・第104条第3項 略		
第104条 の2第2 項	略	聴聞通知書（聴聞 及び弁明の機会の 付与に関する規則 （平成6年国家公 安委員会規則第26 号）別記様式第6 号）
	略	
第104条の3第1項～第129条第2項 略		

(1) 略			
(2) 道 路交通 法実施 規程（ 平成12 年香川 県警察 本部告 示第19 号）	第60条	略	修了証書（別記様 式第16号）

13～36 略

別表第2（第7条、第10条関係）

法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～10 略			
11 道路交 通法（昭 和35年 法律第	第8条第3項～第49条の2第5項 略		
	第51条第 9項	略	

第103条 第5項	略	
第103条 第7項	略	
第103条 第8項	略	
第104条第1項・第104条第3項 略		
第104条 の2第2 項	聴聞の通知	聴聞通知書（聴聞 及び弁明の機会の 付与に関する規則 別記様式第6号）
	略	
第104条の3第1項～第129条第2項 略		

(1) 略			
(2) 道 路交通 法実施 規程（ 平成12 年香川 県警察 本部告 示第19 号）	第60条	指定自動車教習所 職員講習に係る修 了証書の交付	修了証書（別記様 式第3号）

13～36 略

別表第2（第7条、第10条関係）

法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～10 略			
11 道路交 通法（昭 和35年 法律第	第8条第3項～第49条の2第5項 略		
	第51条第 12項	略	

105号)

第51条第16項	略	
第51条第17項	略	
第51条第18項	略	
第51条第21項	略	
第51条第22項	保管車両の積載物に係る事項の公示 (第51条第9項の準用)	略
	保管車両の積載物に係る所有者等に対する負担金の納付命令 (第51条第16項の準用)	略
	保管車両の積載物に係る負担金の督促 (第51条第17項の準用)	略
	保管車両の積載物に係る負担金等の徴収 (第51条第18項の準用)	略
第51条の2の2第1項・第51条の2の2第2項 略		

105号)

第51条第18項	略	
第51条第19項	略	
第51条第20項	略	
第51条第23項	略	
第51条第24項	保管車両の積載物に係る事項の公示 (第51条第12項の準用)	公告文書
	保管車両の積載物に係る所有者等に対する負担金の納付命令 (第51条第18項の準用)	納入通知書
	保管車両の積載物に係る負担金の督促 (第51条第19項の準用)	督促状
	保管車両の積載物に係る負担金等の徴収 (第51条第20項の準用)	債権差押通知書、 売却決定通知書、 配当計算書
第51条の2の2第1項・第51条の2の2第2項 略		
第51条の3第9項	指定車両移動保管機関からの申請に基づく負担金等の徴収 (地方税の滞納処	債権差押通知書、 売却決定通知書、 配当計算書

第58条第1項～第63条第6項 略		
第72条の2第3項	保管した損壊物等に係る公示 (第51条第9項の準用)	略
	保管した損壊物等に係る所有者等に対する負担金の納付命令 (第51条第16項の準用)	略
	保管した損壊物等に係る負担金の督促 (第51条第17項の準用)	略
	保管した損壊物等に係る負担金等の徴収 (第51条第18項の準用)	略
	保管した損壊物等の処分に伴う車両の登録の国土交通大臣等への嘱託 (第51条第21項の準用)	略
第77条第4項	略	道路使用許可条件変更等通知書(道

	分の例による。)	
第51条の3第11項	指定車両移動保管機関が行う車両の売却等についての承認	承認書
第58条第1項～第63条第6項 略		
第72条の2第3項	保管した損壊物等に係る公示 (第51条第12項の準用)	公告文書
	保管した損壊物等に係る所有者等に対する負担金の納付命令 (第51条第18項の準用)	納入通知書
	保管した損壊物等に係る負担金の督促 (第51条第19項の準用)	督促状
	保管した損壊物等に係る負担金等の徴収 (第51条第20項の準用)	債権差押通知書、売却決定通知書、配当計算書
	保管した損壊物等の処分に伴う車両の登録の国土交通大臣等への嘱託 (第51条第23項の準用)	嘱託書
第77条第4項	道路使用許可に係る許可条件の条件	道路使用許可条件変更等通知書(道

		路交通法実施規程 別記様式第14号)
	第77条第5項～第103条の2第4項 略	
	第107条 の5第10 項	略
	第108条の31第2項第7号・第108条の31第2項 第8号 略	
(1) 道 路交通 法施行 令(昭 和35年 政令第 270号)	第16条の4第1項～第17条 略	
	第26条の 4の3	略
	第29条～第32条第2項 略	
(2)・(3) 略		
12～27 略		

		の変更又は付加	路交通法実施規程 別記様式第1号)
	第77条第5項～第103条の2第4項 略		
	第107条 の5第9 項	略	
	第108条の31第2項第7号・第108条の31第2項 第8号 略		
(1) 道 路交通 法施行 令(昭 和35年 政令第 270号)	第16条の4第1項～第17条 略		
	第26条の 4の2	略	
	第29条～第32条第2項 略		
(2)・(3) 略			
12～27 略			

附 則

この規程は、平成21年6月30日から施行する。